

○財務省告示第三百五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十一年八月二十日に発行した割引短期国債
の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年九月九日

財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記号 国庫短期証券（第四十八回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

三 振替法の適用等
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の
方法
イ 価格競争
入札発行
各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。

十 一	九	八						七						六													
一 発	振	額	最	行	争	非	者	特	国	入	価	払	行	争	非	者	特	国	入	価	発	行	争	非	者	特	国
発	替	替	低	入	入	価	・	別	債	札	格	込	入	入	価	・	別	債	札	格	行	入	入	価	・	別	債
行	単	単	額	札	札	格	I	参	場	発	競	金	札	札	格	I	参	場	発	競	行	入	入	価	・	別	債
価	位	位	面	発	発	競	加	加	行	行	争	額	発	発	競	加	加	場	行	行	争	額	発	発	競	I	加
格			金	金	金	金			金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金
平	す	の	千						千	八	二								額	七	額						
成	る	記	万						四	万	兆								面	千	面						
二	°	載	円						百	六	千								金	万	金						
十		又							四	百	五								額	円	額						
一		は							十	円	百								で		で						
年		規							億		十								千		二						
八		定							四		七								四		兆						
月		に							千		億								百		千						
二		よ							二		八								四		五						
十		る							十		千								十		百						
日		最							六		八								三		十						
		低							万		百								億		五						
		額							円		五								円		十						
		の									十										億						
		と																			億						

各国債市場特別参加者ごとの申込みの応募額を割り当てる。

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額とす。整数倍の金額によるものとす。

